

## 「防衛施設庁の柔道整復師の施術に係る照会事項」に対する回答

標記の件について、防衛施設庁から在日米軍の疑義とその対策の要点が紹介されたが、これについては次のような参考資料とその取り扱いが大事と考えます。

1. 「在日米軍の直接の不可理由の不当」の紹介
2. 「不可理由に対する防衛施設庁照会の回答」の紹介

### 1. 在日米軍の直接の不可理由の不当の説明

- 柔道整復師が治療を行う診療所は、骨接ぎ、接骨院、鍼灸接骨院、鍼灸整骨院、指圧鍼灸整骨院等様々な名称がある。

柔道整復師の施術所の名称については、柔道整復師免許以外に「鍼灸師免許」「指圧師免許」所有者がそれぞれ提示しているもので、別に不当失当なものではありません。むしろ、無資格者は掲載・表示できません。健康保険取り扱いの上で特段の障害にはなりません。なお、この「表示」と健康保険や労災保険などの取り扱いの注意は次項の注意と同じものです。

- これらの診療所は、骨折、捻挫、肩こり、脱臼、打撲傷、腰痛等の治療を施す。
- また、これら診療所のいくつかは、整骨、カイロプラクテック・ケア、鍼灸を含む組合わさった治療を施す。

柔道整復師業務の中で「保険診療対象傷病」と「非保険診療傷病」がありますが、これは医師医療の場合も同じです。

また、傷病手当金支給申請対象となるものは保険診療対象傷病で、非保険診療傷病理由：柔道整復師法及び施行令に柔道整復師が施術できる業が明確に規定されていないためです。

在日米軍へは、柔道整復師が証明書を発行できる診療を限定して説明を行いたいと考えています。

本項については次のような注意の理解が大事です。

- ① 医師の傷病手当金支給対象に含まれる打撲等傷病に対しては、柔道整復師医療でも対象であり、かつ、医師の指示を要さず、独自に取り扱うことができること。資料3
- ② 柔道整復師の健康保険適用対象の証明。もともとの健康保険法第44条の2「療養費」適用とされる取り扱いについて、厚生労働省が、患者の柔道整復医療受診者の適正医療確保の趣旨から「通知」とされたものです。資料4
- ③ 柔道整復師健康保険対象傷病は「骨折・脱臼・打撲・捻挫・挫傷・肉ばなれ」です。その費用算定は平成12年5月22日保険発第105号（資料1—3）、保険発第106号（資料1—4）です。
- ④ 柔道整復師労災保険対象傷病は「骨折・脱臼・打撲・捻挫・挫傷・肉ばなれ」です。その費用算定は平成12年6月29日基発第436号です。資料2—4
- ⑤ 前記各項の証明資料のさらに根本となっているものが柔道整復師法です。資料5  
第15条

医師以外で柔道整復を業とすることができる規定

第17条

骨折・脱臼でも医師の同意を得て取り扱うことができ、打撲、捻挫、挫傷、肉ばなれ等が医師の同意を不要としている規定

なお、「医師の同意」の取り扱いについても、もともとは患者と柔道整復師と医師の間の取り扱いとされ、法律では健康保険や労災保険の取り扱いで、特別に文書等の添付規定はありません。

在日米軍に対する柔道整復師が傷病手当金支給申請証明を発行できる旨の説明の要旨既に、一部では重複していることと思いますが、在日米軍に対する柔道整復師が傷病手当金支給申請の証明を作成発行できる旨及びこれを受け付けるべき理由と根拠の説明は、いずれも前記掲載のとおりですが、改めて、次のような要点に留意することが大事と考えます。

1. 在日米軍施設就業関係者といえども、他の社会の就業のんびと同じ社会保障は傷病手当金支給申請対象とならず申請は行っていません。これも医師の場合と同じです。

○ このように、柔道整復師が施す治療は多岐にわたり、組合わさった治療を行うため、特定の治療が本当に医学的に必要かどうか判断することが困難である。

柔道整復師診療が複雑多岐にわたることを理由に傷病手当金支給対象の適否の困難とし、適用不可とすることは、医療に対する認識と柔道整復師に対する認識の注意があります。つまり、医師診療は柔道整復師とは比較にならないほど格段の複雑多岐にわたるものであるにもかかわらず適用対象としていることと矛盾します。即ち、保険診療対象の如何とともに傷病の種類・程度や診療方法で、柔道整復師とは格段の差異があり、軽度傷病から高度広範な傷病を対象としています。これらの中で個ご傷病に対して適宜傷病手当金支給対象の取り扱いが行なわれています。つまり、健康保険・労災保険適用対象中から取り扱われます。これは、柔道整復師でも健康保険・労災保険適用対象としてまったく同じです。

2. 在日米軍への不可理由に対する防衛施設庁の再度の説明要点の参考

(1)柔道整復師があん摩、鍼灸等の治療を組み合わせるというのは事実か。柔道整復師以外の免許取得者がその取得免許業務を行えることは当然です。

医師は、別途資格を有しなくても柔道整復師が別途資格を有する業務を行うことができる以上に多くの業務を行います。

大事なことは、傷病手当金支給対象医療は柔道整復医療といえども健康保険医療を行った者としていることです。医師の場合と同じです。

(2)その場合、証明書が交付されるか。どのような証明書が交付されるか。

(実際に交付された証明書の写し)

柔道整復師が実際に傷病手当金支給申請に用いる証明書は次のとおりです。

健康保険傷病手当金支給申請書 資料1-1

労災保険休業補償支給申請書 資料2-1

注 実際に交付された事例は、患者へ交付されるために柔道整復師にはありません。それは「写」保存の義務付けがないため。但し、支給申請書発行記録は施術録にあります。

(3)医師の診断書に替わるものとして、どのような診療について証明書を交付できるか。法律上の、柔道整復師が施術し療養日数を証明できる傷病名と根拠(法令、通知等)

制度対象とする配慮が大事である旨の理解。この事が根拠法が異なるといっても在

日米軍協定で医師作成証明を認めた趣旨の理解。

2. 前項理解の中で、わが国では柔道整復師医療も対象とされている事の理解。
3. もともと当初の協定の際の取り組みの中に柔道整復師を欠落させなければよかったことの理解。

4. 今回の在日米軍の疑問の注意

- (1) 柔道整復師診療所名称に「鍼灸」等の名称があっても、それぞれの業務と健康保険や労災保険の取り扱いが適正に行われている。
- (2) 保険対象と非保険対象医療は、柔道整復師でも医師と同じく適正に行われている。たとえば非保険医療は医師の場合と同じく患者の自費負担とされている。
- (3) もともと健康保険でも労災保険でも柔道整復師医療が適正医療とされて、傷病手当金支給対象として取り扱われている理解。
- (4) 前項(3)を証明する取り扱いの各資料の理解。

以上のような参考を報告します。

なお、さらに別途必要なことがあればご連絡下さい。出来るかぎりの努力を行う次第です。